

障害のある子どもと
障害のない子どもが

共に学び、生きる
「共生社会」を目指して

副次的な学籍(副籍) を知っていますか？

1 副次的な学籍(副籍)とは

副次的な学籍(副籍)とは、特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な学籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組みです。

(副籍リーフレット)

～共に助け合う地域でのつながりをめざして～【兵庫県教育委員会】



2 副籍の目的は

- 「副籍」を生かした居住地校交流を進めることにより、同じ地域で生きる子どもたち同士のつながりを強め、共に学び、生きる「共生社会」の実現を目指します。
- すべての児童生徒が、交流及び共同学習という体験活動を通じて、感性として心のバリアフリーを身に付け、共生社会の担い手となるために必要な資質を体得することができます。

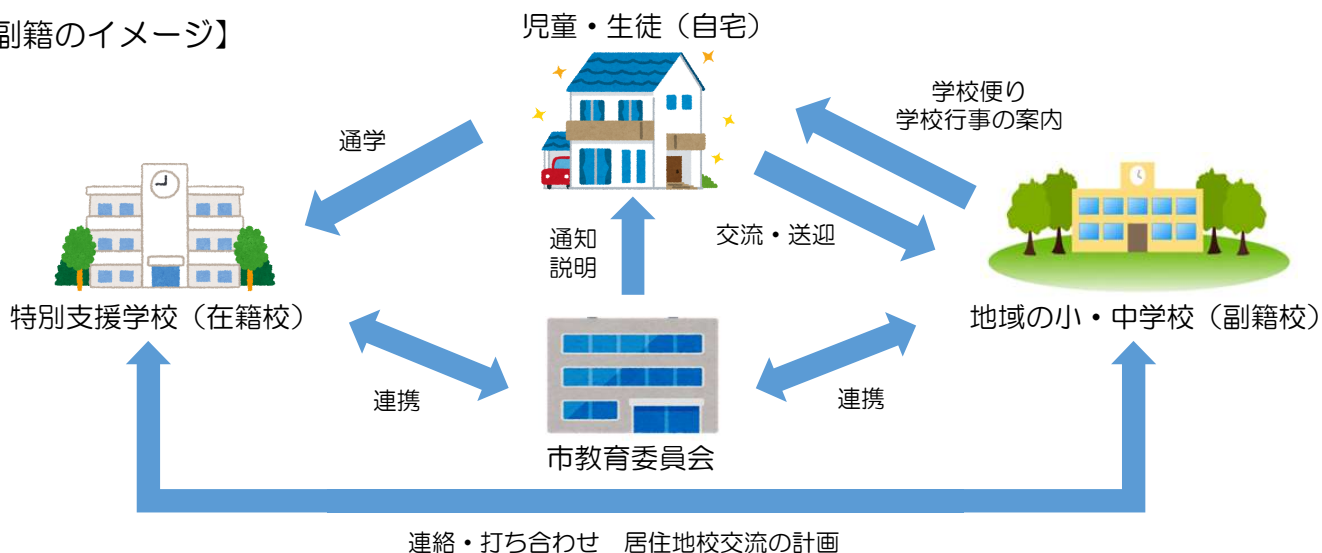
3 副籍の対象は

- 県立・市立特別支援学校の小・中学部に在籍するすべての児童生徒が対象です。

4 副籍が置かれる学校は

- 自分の住んでいる地域(居住地)にある市立小・中学校に副籍が置かれます。

【副籍のイメージ】





副籍を生かした「居住地校交流」に関する Q&A

Q 副籍校までの送迎や付き添いは保護者がするのですか

A 自宅から副籍校への送迎は、原則として保護者に行っていただきます。また、特別支援学校から副籍校への送迎は、原則として迎えに来ていただいたうえで保護者に行っていただきます。

Q 副籍があるということは、副籍校の学級名簿に名前があるということですか。

A 特別支援学校の児童生徒は、特別支援学校に正式な学籍があるため、副籍によって二重学籍を設けるものではありません。ただし、副籍校での学級名簿への記載などについては、本人や保護者のご意向に沿って、副籍校と相談の上で決定します。

Q 居住地校交流の内容や年間の時間数は決まっているのですか。

A 標準的な時間数は決まっていません。居住地校交流は、特別支援学校の教育課程として行いますので、在籍校の教育活動の実施に支障がない範囲で計画・実施をする必要があります。学習内容については、在籍校と副籍校で相談し、児童生徒の実態に応じた内容を行います。

Q 居住地校交流を行っている日に、副籍校で給食を食べることは可能ですか。

A 可能です。事前に在籍校にその意向を伝えてください。その際、在籍校と副籍校でいつまでに伝える必要があるかなどを確認してください。なお、給食に係る費用については、保護者の負担となります。また、給食において特別な対応が必要な場合は、原則、保護者に対応していただきます。

Q 副籍校での居住地校交流は必ず行わなければならないのですか

A 副籍については、すべての児童生徒が置くこととなります。居住地校交流については、児童生徒本人と保護者のご希望やご意向、在籍する特別支援学校並びに副籍校の意見を踏まえて決定します。

Q 年度の途中からでも居住地校交流を行うことは可能ですか。

A 可能です。就学相談の際や前年度中にご希望を聞いた上で実施しますが、年度途中から始めたいというご希望がある場合は、在籍している特別支援学校に相談をしてください。その後、在籍校と副籍校で日程や学習内容を調整した後、居住地校交流を行います。

Q 副籍校が実施する遠足等の行事に参加することは可能ですか。

A 校内での交流を基本としています。しかしながら、特別支援学校、副籍校、保護者等の関係者の相談で参加が可能と判断された場合は、特別支援学校と副籍校で十分な事前打ち合わせを行い、保護者の責任の下、安全に留意する必要があります。なお、泊を伴う行事への参加は想定していません。

Q 医療的ケアが必要な児童生徒も居住地校交流は可能ですか。

A 可能です。副籍校での学習活動の内容等については、主治医等の判断を仰ぎ指示助言を受けた上で、安全に実施する必要があります。交流が可能と判断された場合は、保護者を交えて綿密に打ち合わせを行う必要があります。なお、医療的ケアについては、原則、保護者に行っていただきます。

★ 副籍を生かした交流は3種類（いずれかを選びます） ★

（1）直接的な交流 … 副籍校の授業又は行事などに参加する交流

- 副籍校の国語や算数、体育、音楽、学級活動等の授業に参加する。
- 体育大会や学習発表会などの学校行事、全校集会などに参加する。
- オンラインを活用した授業に参加する。

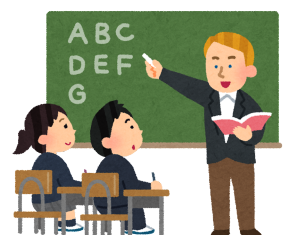
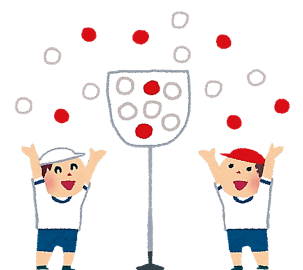


（2）間接的な交流 … 学校便りや学校行事の案内などのやり取りが中心の交流

- 学校便りや学校行事の案内などの交換をする。
- 文化発表会や図工展などの学校行事に作品を出品する。

（3）副籍のみ置く

- 副籍のみ置いて、居住地校交流は行わない。



【問い合わせ先】

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当
〒661-0024

尼崎市三反田町1丁目1番1号（尼崎市教育・障害福祉センター3階）
TEL 06-6423-2553 FAX 06-4950-5658